



## 『『大人の扉』の位置をめぐる法改正』



東京家庭裁判所少年部所長代行者（判事） 前田 巖

- 1 本年4月1日から改正民法が施行され、単独で契約を締結できるようになり、親権に服す立場からも離脱する成年年齢が、20歳から18歳に引き下げられました。二十歳（はたち）で成人、大人の仲間入りということは、わが国では長らく社会常識ともなっていました。そのような理解の大本となっていたのが、明治9年（1876年）の太政官布告を引き継いだといわれる民法の規定ですので、実に約140年ぶりの歴史的な大改正といえるように思います。ここ最近の参政権年齢の見直しなどが議論の契機となっていますが、世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流であり、18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものと考えられる、というのが改正の理由とされています。
- 2 このような成年年齢の見直しとの関係で、少年法も改正され、同じく本年4月1日から施行されています。少年法は、少年の犯罪・非行を規律する法律ですが、少年がなお成長途上にあり、いったん非行に走ったとしても、「可塑性」があって立ち直りが期待できる、だから制裁・処罰よりも保護・教育的な働きかけが有効で、（程度について議論はあるものの）そのような対応が優先されるべきだ、という考え方に立って、大人とは異なる取扱いを定めています。そして、このような少年法が非行少年の改善更生と再犯防止に有効に機能してきたことは、社会的にも広く承認されてきたところではあります。前述の民法等の改正を機に、少年法についても様々な議論が行われ、今回の改正に至りましたが、ここでも、18歳、19歳の者は、引き続き少年法の適用対象とされています。ただし、その立場に応じた取扱いをするため、18歳、19歳の者は「特定少年」と呼ばれ、改正のなかった17歳以下の少年とは異なる多くの特例等が定められています。例えば、刑事処罰が相当であるとして家庭

裁判所から検察官に事件を送致する「逆送」という扱いが、一定の重い犯罪について広く原則とされました。そして、刑事裁判においては、実名報道の解禁などを含め、多くの場面で大人と同様の扱いを受けることとなります。一方で、家庭裁判所で少年院送致や保護観察という処分をする場合には、その少年を立ち直らせるのに必要だという理由だけで重い処分・長期間の処分を行うことは許されず、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内」で行うものとされました。このような特定少年の扱いは、特定少年が、選挙権等を認められ、民法上も成年とされるなど、責任ある主体として積極的な社会参加を期待される立場となったこと、その一方で、なお成長途上にあり、可塑性も有していることが考慮されたものです。特定少年の法的・社会的な立場は大きく変化したわけですから、少年司法の場でも、そのことに対する自覚を促す働きかけが求められることはいまでもありません。しかし、大人と割り切れない、彼らの抱えている過渡期の不安定さ、問題状況まで大きく変わるわけでもありません。そのことにも目を向けた上で、バランスの取れた運用が求められていると思います。

- 3 なお、今回の一連の法改正で、裁判員となることができる年齢も18歳以上となりました。
- 4 御紹介したように、若者を取り巻く法環境は大きく変わりましたが、これまでのところ大きな混乱もなく移行が進み、社会に受け入れられているようです。そして、高校などでも法教育への関心が高まっていると聞きます。

少年審判で特定少年たちに接する中においても、立ち直らなければならぬ覚悟、責任の自覚、場合によっては非行に及んでしまったことへの後悔などとして、18歳を迎え、あるいは超えているということと結び付けて語ろうとする言葉を多く聞くようになりました。法律上の「大人の扉」の位置が変わったことは、二十歳はまだ先の少年たちにも、いろいろな形で浸透し、その意識に変化を与えてきているように思われます。これからもそのような少年の意識の変化を注意深く見守っていきたいと考えています。